

受託者の費用償還請求権の新信託法による変容

—信託財産が債務超過の場合を念頭において—

伊 室 亜 希 子

I 問題意識

信託法（平成18年12月15日法律第108号）（以下、「現行信託法」または単に「信託法」という）48条、49条は、受託者の費用償還請求権について規定している。これは、大正11年に制定された信託法（大正11年法律第62号）（以下、「旧信託法」という）36条の受託者の補償請求権の規定が改正されたものである。規定についての詳細は後述するが、注目されるのは、受託者が「受益者から」費用の補償を受ける権利についての規定の改正である。旧信託法36条では、原則として、受託者は、受益者から費用の補償を受ける権利を有していた。信託法改正要綱試案においては、旧信託法を基本的に維持する甲案と、受託者は受益者に対する費用補償請求権を有しないが、受託者・受益者間で個別の補償の合意を認める乙案とが併記された。結果、乙案が採用され、信託法では、原則として、受益者に対する費用補償（償還）請求権は認められないことになった。この原則と例外の入れ替えは、信託法の解釈にどのような影響を与えるのか。

特に問題となるのは、次のような場合である。信託事務にかかる債務は、本来、信託財産から支払われるべきものである。従って引当となる信託財産が十分である場合には、そこから債務が最終的に支払われるため、受託者が、受益者に対して費用償還請求権を有していなくとも、最終的な負

担という点では問題にならない。しかし、信託事務にかかる債務について、引当となる信託財産が不十分である場合には、問題である。債務超過の場合の責任財産が、信託財産だけなのか、受託者の固有財産も含まれるか、さらには受益者の固有財産まで及ぶかということは、取引相手である債権者だけではなく、受託者、受益者にも重大な関心事であり、債務超過のリスクを最終的に誰が負担するかという問題である。

以下では、Ⅱ信託財産が債務超過に陥るのどのような場合か、Ⅲ受託者の費用償還請求権について旧信託法と信託法で規定がどう変わったか。Ⅳ受益者に対する費用償還請求権の改正による影響について（受益権の性質の変化、受託者の無限責任に関する改正、英米法との比較）、Ⅴ考察、Ⅵおわりに、の順で述べることにする。

Ⅱ 信託財産が債務超過に陥る場合

1 歴史

英米の信託の歴史をみると、「19世紀にいたるまで、信託は、ほとんど個人または家族の財産管理のために用いられてきており、受託者が第三者に対して、信託財産の価額をこえるほどの義務を負うことがあるなどという事態は一般に考えられていなかった」⁽¹⁾とされる。そして19世紀なかごろ、イギリスで会社の有限責任が制定法により認められ、これにより企業家は、事業の手段として、会社制度を利用し、投機的事業を行うようになっ

た。「信託は判例法により作られただけに、これに有限責任という保護を与えることはできない。有限責任は、制定法によってのみ、認めることが可能である」⁽²⁾とされていた。

有限責任ではない信託が投機的事業に利用されれば、受託者が第三者に対して負った債務を信託財産でまかないきれない場合に、受託者の責任、受益者の責任を考える必要が生じる。

2 信託財産が債務超過に陥る場合

信託財産が債務超過に陥る可能性がある場合⁽³⁾としては、第1に受託者の債務負担行為による場合がある。具体例としては土地信託における借入債務である。借入の用途は、通常、建物の建築代金支払であって、債務額は債務負担の時点で把握可能であり、資産も、土地建物の時価評価により資産価値の把握が可能である。物価変動や経済変動等の事情により資産が目減りしたり、その他にも、「土地につき、地滑りや崖崩れ、大規模な地盤沈下が生じたり、建物が地震により崩壊した場合」⁽⁴⁾や行政上の諸規制の変更などにより資産価値が減り、債務超過となる可能性がある。後述の神戸地判では事業の収益によって債務を返済しようとしたがうまくいかなかった。

第2に、工作物責任による損害賠償義務を負う場合である。土地信託などで建物が信託財産となっている場合に、その建物の設置または保存に瑕疵があったために、第三者が損害を被れば、民法717条の工作物責任により、受託者が建物の所有者として責任を負担する。損害の発生につき、受託者に過失がない場合は、損害賠償債務は信託財産に帰属する債務となり、損害額は予測困難なため、債務超過となる可能性がある。

第3に、さらには、現行信託法では、事業信託が認められたといわれる⁽⁵⁾。旧信託法では、信託財産の有効要件の1つとして「財産権」(旧信託法1条)であること、すなわち、金銭に見積もれるものでなければならず、かつ積極財産でなければならないとされた。積極財産でなければならないということで、債務自体を信託することができず、また、積極財産と消極財産(債務)を含む包

括財産の信託も認められない(通説)とされていた⁽⁶⁾。これに対し、信託法21条1項3号で、「信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務とする旨の信託行為の定めがあるもの」については、信託財産責任負担債務となる旨が規定された。これにより、委託者が負担する債務を受託者が当初から信託債務として引き受けることが可能となった。事業信託の直接の規定が信託法にあるわけではないが、この規定を根拠として、事業信託が可能となったと理解されている⁽⁷⁾。

信託法改正要項試案の補足説明では、「……信託設定当初から債務を引き受けることができることを明確にしたものである。このように措置がされることにより、積極財産の価額が消極財産の価額を下回る形の信託の設定も可能となり、さらに、いわゆる事業の信託を行うことも可能となると考えられる」⁽⁸⁾とある。旧信託法のもとで行われた土地信託は、信託財産を管理・運用する結果として、事業を営むもので、その事業が信託行為の定める目的の遂行上必要であるならば信託事務として行えるものと解され、土地信託における当初受託財産は、積極財産のみで構成された⁽⁹⁾。しかし、今後は、そもそも信託設定当初から、信託財産が債務超過となる信託も考えられうるということである。

3 裁判例(神戸地判)

可能性ではなく、そもそも実際に信託財産が債務超過になった裁判例として、神戸地判平成21年2月26日平成19年(ワ)第191号(金商1324号42頁)(以下、神戸地判という)⁽¹⁰⁾がある。詳細は注に譲るが、事件の概要は、地方公共団体(委託者兼受益者)が信託銀行を受託者として、普通財産である土地を信託財産として、借入金で、スポーツ・レクリエーション施設を建設し、これらを運用して利益を挙げ、その利益で借入金を返済し、配当する計画であったが、バブルが崩壊したこともあり、甘い事業見通しどおりには利益が上がり、結局、多額の負債(借入金)が残り、それを受託者が金融機関に固有財産で弁済し、地方公共

団体に対して、補償請求を求めた事件である。この第一審判決（神戸地判）では、補償請求は認められず、大阪高裁の控訴審判決⁽¹¹⁾では、補償請求が認められ、判断が分かれている。旧信託法下の事件であるが、同様の問題が各地で起こっているという。

Ⅲ 受託者の費用償還請求権の改正について

受託者の補償請求権がどのように改正されたか、受託者が信託事務の債務者であるという前提を踏まえて、旧信託法の規定、現行信託法の規定の順に見ることとする。

1 受託者＝債務者

受託者は信託事務の処理において、第三者（信託債権者）に対して債務を負う⁽¹²⁾と、その債務の債務者になる。信託財産は独立の法人格をもたないので、受託者が信託取引の当事者となって取引を行うことになる。第三者から見ると、取引相手は受託者その人であり、受託者は、自己の名前で取引をすることになる。そして、その引当となる責任財産については、信託財産の範囲内に限定されるわけではなく、信託債権者は受託者の固有財産にも強制執行が可能である（信託法23条1項）。受託者は、外部に対する関係で、信託財産の信用能力の不足を補うために、「負担部分のない連帯債務」に類似した債務を負っているといわれる⁽¹³⁾。

信託法が受託者に対して補償請求権を認める前提には、受託者に対してこのように対外的な無限責任を認めている事実が存在する。受託者が信託事務の遂行に際して第三者に対して債務を負った場合には、受託者の責任は信託財産の範囲内に限定されるわけではなく、原則として受託者が無限責任を負うことになると解されている。

2 旧信託法における規定

(1) 受託者の信託財産に対する補償請求権

受託者が信託事務処理のために負った債務の弁

済方法としては、信託財産から充当できることは当然として⁽¹⁴⁾、受託者が固有財産で信託債務を弁済する場合（受託者の固有財産から強制執行によって換価処分される場合も含む）がある。この場合にその費用は本来信託財産が負担するものであるから、信託財産に対する受託者の補償請求権が認められる。旧信託法36条⁽¹⁵⁾では、信託財産に関する租税・公課その他信託事務を処理するための費用と信託事務を処理するため自己に過失なくしてうけた損害について、補償請求権が認められていた。旧信託法22条⁽¹⁶⁾（自己取引禁止）の例外として受託者は信託財産そのものから補償を受けられるとされた⁽¹⁷⁾。

起草時の議論としては、信託財産に関する租税その他の費用すなわち信託の管理費用を誰が負担するかが問題であり、信託事務処理のために受託者が第三者に対して負担するようになった債務（土地信託などにおける第三者からの借り入れによる債務など）までは意識はしていなかったといわれる⁽¹⁸⁾。

しかし、民法上の委任の場合には、委任事務処理のための費用（民650条1項）、委任事務処理の必要から負担した債務（同条2項）、自己に過失なくして受けた損害（同条3項）の3種の費用ないし損害が求償できるものとされている。委任と信託の類似性から、「信託財産に関して負担したる……その他の費用」とは、信託事務処理のために第三者に対して債務を負担した場合の、その信託債務を弁済するための費用も含むものと拡大解釈された⁽¹⁹⁾。

補償請求権の行使については、信託財産に対する求償方法として、信託財産を売却してその売却代金を補償にあてるという方法（旧信託法36条1項）と明文の規定はないが、信託財産が金銭である場合には、補償請求権の行使として、信託財産たる金銭を受託者の固有財産に移転する方法が旧信託法22条の例外として認められていた。

委任と異なるのは、信託の補償請求権には優先権が認められていることで、しかし、その性質については争いがあった⁽²⁰⁾。

(2) 受託者の受益者に対する補償請求権

旧信託法36条2項では、受益者に対する補償請求権を認めていた。3項で受益権を放棄すると、受益者は責任を免れることができたが、2項の規定は、受益者の間接的な無限責任を規定していた。

学説は、条文の文言通りに、受益者の補償義務を認める説が通説⁽²¹⁾とされていたが、近時は、適用を制限する方向の議論も有力であった。四宮説は、「36条2項本文は、財産権からの利益すべてを享受する者は、特別の事情がない限り、信託財産の負担をになうのが、正義の要求に適する、という思想を背景とするものであり、信託を事務処理関係の一場面とみる本書の立場からも、受益者に対する受託者の補償請求権は、事務処理関係に特徴的な「結果の移転」（この場合に即していえば、民法650条）の信託的変容（事務本人は委託者から信託財産－受益者に転換される、という特殊性）にほかならない、として理解することができる。」⁽²²⁾として、信託によって利益を受ける受益者の補償義務を当然としていたが、受益者に対する補償請求権が否定されるべき場合として、贈与型信託（このような他益信託は、設定者の意思は、受益者にマイナス財産を与える結果となることを欲しない）や権利能力なき社団（会費以上の法律上の負担を負わないことを暗黙の規範としている）を挙げていた。

また、自益信託と他益信託を分けて考え、信託行為の当事者でない他益信託の受益者には損失負担を強制しえない、として、本条の適用範囲を自益信託に限定する説⁽²³⁾や、受益は信託財産を限度とすること（旧信託法19条）などを理由として、信託財産を上回る費用・損失について受益者が無限責任を負ういわれはない（受託者・受益者間に明示または黙示の契約がないかぎり、受益者には補償義務がない）とする説⁽²⁴⁾があった。

次に、旧信託法では受託者の補償請求権が信託財産と受益者双方に認められるので、旧信託法36条1項（信託財産への求償）と2項（受益者への求償）との優先関係が問題となった。条文上に制限がないため、受託者が自由に選択できるとする自由選択説が通説であった。それに対して、受益

者への求償は、信託財産から十分な補償が受けられないか、信託目的達成不能になるおそれがある場合に限るとする1項優先説は、その理由として信託財産の独立性からみて、求償の問題も原則的には信託財産と受託者との間で完結させるべきであり、受益者に求償権を行使していくのは例外的なものとして理解すべきこと、また、1項に基づく信託財産への求償については優先権が付与されているが、これは信託法が受託者に1項を利用させるためのインセンティブを与えるための工夫であることを挙げていた。新井説⁽²⁵⁾は、自益信託と他益信託を分けて、自益信託は受託者が自由に選択できるが、他益信託は1項が優先するとした。その理由は、自益信託においては、信託成立後の委託者はみずから受益者として信託関係に関与するとともに、受託者はまさにこの委託者兼受益者が全面にでることにさして問題はない。しかし、他益信託においては、信託成立後には、委託者は基本的に信託関係から離脱し、以後、受託者は第三者たる受益者のために信託財産の範囲内で信託財産の管理をおこなうというのが制度の本旨であって、求償の問題もふくめて、信託運用上の損益計算は原則的に信託財産のみでまかなうのが本筋であるからとした。

(3) 受益者の受益権放棄

旧信託法36条3項で受益者の受益権放棄を定めていた。この意味については争いがあった。通説は受益者が受益権を放棄した場合には義務についてもその一切を免れることができるとして受益権の無制限的な放棄の可能性を認めていた。有力説は、自益信託と他益信託で区別した。新井説⁽²⁶⁾は、自益信託については受益権の放棄自体を認めるべきではない（36条3項の適用排除）が、他益信託については、受益権放棄を認めるが、将来効のみを生じ、過去に発生済みの求償義務については免責されないと解していた。能見説⁽²⁷⁾は、自益信託であっても、受益権の放棄は可能であるが、将来効のみを生じ、他益信託の受益者については、信託受益権の中身を十分に理解しているとは限らないので、過去の債務についても補償請求権に応じる義務はなくなるとしている。

3 現行信託法の規定

(1) 受託者の信託財産に対する費用償還請求権

現行信託法では、費用償還請求権について、信託法48条、49条に規定されている。対象は旧信託法とほぼ変わらず、信託事務を処理するのに必要と認められる費用及び支出の日以後における利息(48条1項)と信託事務を処理するため自己に過失なくしてうけた損害(53条)である。異なるのは、第1に信託財産からの前払い請求権を明文で認めたこと(48条2項)である。信託においては、信託事務の処理に必要な費用は信託財産から直接支出するのが原則であり、受託者は、固有財産から費用の立替払いをする義務まで負うものではないというのがその理由である。第2に待機義務も明文化された(49条2項)。後述のように前払いを受けるために必要であれば、受託者は信託財産を処分することができることとなった。しかし、費用の補償を受けるためとはいえ、「当該財産を処分することにより信託の目的を達成することができないこととなる」信託財産は処分できない。

権利の行使方法については、原則として、信託財産に金銭が属するときは、受託者は、当該金銭を受託者の固有財産に帰属させることができる(49条1項)。

また、信託財産を売却してその売却代金を費用の償還または前払いにあてるという方法(49条2項)がある。但し、当該財産を処分することにより信託の目的を達成することができないこととなるものと信託行為の別段の定めがあるときは信託財産を売却できない。

この規定に関連して、信託財産が費用等の償還または費用の前払いに不足している場合には、受託者は、一定の手続を経た上で信託を終了させることができる旨の規定が新設された(52条)。

その他の方法としては、信託財産に属する財産で金銭以外のものをもって、費用の償還または前払いにあてる(いわゆる代物弁済と同様の行為をする)(49条3項)、信託財産に属する財産に対し強制執行または担保権実行手続が開始した場合における受託者の配当要求(49条4、5項)が規定された。

信託財産に対する優先権(49条6項7項)は、各債権者の共同の利益のためにされた信託財産に属する財産の保存、清算又は配当に関する費用等については、共益費用の先取特権(民法307条)と同順位となり、任意売却が可能であるが、信託財産に属する財産の価値の維持・増加に寄与した必要費または有益費については、当該財産についてのみあらゆる権利に優先すると規定され、優先権の性質を明確にした。

(2) 受託者の受益者に対する費用償還請求権

現行信託法では、受託者の受益者に対する費用償還請求権を基本的に廃止した。ただし個別の受益者と費用の償還等について合意をし、受益者の支払義務を定めることは自由であることを明記している(48条5項)。

旧信託法当時、「通常の土地信託では、委託者自身が受益者であり、かつ信託期間終了時には土地と建物が委託者兼受益者に戻ってくるのであるから、受益者が間接的な無限責任(信託法36条を介した無限責任)を負うことは、それほど不合理ではない。しかし、投資家である委託者兼受益者が金銭で出資し、信託運営の途中の段階で金銭が各種の財産に投資され、最後は再び金銭で戻ってくるような信託商品……を設計するにあたっては、受益者の補償請求権を予め排除しておくことが必要となる」⁽²⁸⁾との指摘がなされていた。

そして、48条5項の立法過程を見ると、平成17年7月に法制審議会信託法部会から出された信託法改正要綱試案では、「第32 費用等の補償請求権について」、「2 受益者から費用の補償を受ける権利」として、「【甲案】受託者は、1(1)の場合には、受益者からも補償を受ける権利を有するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。【乙案】受益者は、費用の補償につき責任を負わないものとするが、受託者と受益者との間で個別に費用の補償の合意をすることを妨げないものとする。」⁽²⁹⁾と甲案と乙案が併記され、乙案が採用された。

乙案を採用した理由⁽³⁰⁾としては、①信託行為に関与しない受益者であっても常に費用負担のリ

スクを負うことになるのは、当該受益者の合理的な意思に反すること、②受託者が受益者と個別に合意することにより、費用負担のリスクを合理的に分配することも相当程度可能であること、③英米法の信託法制では、受益者に対する費用の補償請求権は認められていないこと、等が挙げられている。

そして、受益者から費用等の償還または費用の前払を受ける権利は、いわば信託行為の外側において、受託者と受益者との間で個別に締結される契約に基づくものと位置付けることになるから、信託財産への費用等償還請求権と受益者への費用等償還請求権との優先関係については、あくまでも個別の契約のなかで決められるべき問題となった⁽³¹⁾。

Ⅳ 受益者に対する費用償還請求権の改正による影響

Ⅲにおいて、受託者の費用償還請求権の規定の改正について詳しくみたが、ここでは、特に受益者に対する費用償還請求権が原則として認められなくなった影響について考えてみたい。

以下では、この改正の直接、間接に関わりのある信託法の改正についてみる。また、参考にしたという英米法の信託法制にもふれる。

1 受益権の性質の変化

上述のように、受益者から費用の補償をうける権利について、信託法改正要綱試案では、原則認める甲案と原則認めない乙案が併記されたが、その影響として、補償請求権の受益権の性質のとらえ方が異なることを挙げていた。甲案では、受益権は、「受益者の有する権利及び義務（補償義務）の総体」と位置付けられるのに対して、採用された乙案では「受益者の有する権利の総体」と位置付けられる⁽³²⁾。そして、これは受益権の譲渡に関連している。信託法改正要綱試案では「第48受益権の譲渡について」で、甲案を採用した場合と乙案を採用した場合の相違を詳しく検討している⁽³³⁾。結論として、採用された乙案のように、

受益権を義務を伴わない「受益者の有する権利の総体」と位置付けることによって、民法上の指名債権の譲渡と同様の規律をおくことができ、実際に現行信託法ではそうなっている。信託法93条では、原則として、受託者の承諾を要することなく（受益権が義務を伴うと、ここはすんなりとはいえないはずである）⁽³⁴⁾、受益者は受益権を譲渡でき、性質上譲渡が許されないときは、譲渡ができない、また、信託行為の定めによって受益権の譲渡を禁止することができるが、この譲渡禁止特約は善意の第三者に対抗できないと規定している。信託法94条で規定されている譲渡の対抗要件も指名債権の譲渡と同様である。

受益者が個別合意で負った補償債務は、「受託者と各受益者との間で別途締結された個別の契約の効力によって生じたものにすぎないと位置付け」⁽³⁵⁾られる。その場合、「受益権が譲渡されても、信託行為とは別個の契約に基づく前受益者の補償義務が新受益者に当然に移転することにはならず、前受益者が引き続き補償義務を負担することになり、仮に、前受益者が補償義務を免れたいのであれば、前受益者、新受益者および受託者の三者間で、いわゆる免責的債務引受けの合意をする必要があることになる」⁽³⁶⁾。

2 受託者の無限責任に関連する改正

旧信託法と現行信託法では、受益者に対する費用償還請求権についての原則と例外が逆転したということになる。この意味するところは何か。受託者が信託事務に関する債務の債務者であり、信託財産だけではなく、固有財産でも責任を負う（無限責任を負う）が、旧信託法においては、受益者に対して原則として費用を求償できるということは、受益者が間接的な無限責任を負うということであった。もちろん、受益者は受益権を放棄して、責任を免れることができたが、利益を享受した後に放棄できない、自益信託では放棄できない等、無条件に受益権を放棄することを制限する学説も有力であった。信託財産が債務超過の場合のリスク配分としては、対外的には（第三者に対しては）、受託者が責任を負うが、対内的には、

最終的に受益者が負うというのが原則であり、受益者が受益権を放棄した場合には、受託者が最終責任を負うことになっていた。

それに対して、現行信託法では、受益者が原則として補償義務を負わなくなったため、個別に受託者と受益者の間で補償合意をしない限りは、受託者が無限責任を負うのみで、受益者には原則として責任を問うことができなくなった。信託財産が債務超過のリスク配分としては、個別に補償合意をした場合を除いて、対外的にも対内的にも最終的に受託者が負担するというのが原則となった。

これは「財産権からの利益すべてを享受する者は、特別の事情がないかぎり、信託財産の負担をになうのが、正義の要求に適する、という思想を背景」⁽³⁷⁾とした旧信託法36条2項から、「営利追求型信託にあっては、受託者による信託事務処理は当然にリスクを伴うので、そのリスクは信託事務処理に伴う利潤を享受する受益者に負担させなければならない」⁽³⁸⁾という考えの転換を意味するようでもある。

旧信託法下の議論では、「特定金銭信託や土地信託においては、受益者の補償義務を強化し、受益権放棄によって補償義務を免れることを制約する必要性が説かれ、他方では、商品ファンドのような金融商品で信託が用いられるとき、受益者の有限責任の確立が必要だと説かれたり」⁽³⁹⁾していたが、現行信託法では、受益者の有限責任の確立を優先したようである。

そして、現行信託法は、受託者の責任を軽減するための方策をいくつか用意している。限定責任信託、信託財産の破産、信託財産が費用等の償還に不足している場合の措置である。

①限定責任信託⁽⁴⁰⁾

受託者が信託事務処理によって負った債務について、信託財産が十分ではなく、債務超過の場合、受託者が最終的なリスクを負担することになる。これを避けるためには、株式会社と同じように、債務の引当となる財産を信託財産に限る必要がある。

旧信託法下においても、債権者との間で、責任

財産限定特約を締結して、責任財産を信託財産のみに限定することはできるとされていた。

現行信託法においては、信託法216条以下において、限定責任信託という類型の信託を新たに認めることになった。限定責任信託とは、受託者が当該信託のすべての信託財産責任負担債務について信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う信託のことをいう。限定責任信託の規定については、株式会社と同様の規律がおかれている。

限定責任信託とするためには、信託行為でその旨を定めるだけでは足りず、限定責任信託の目的や限定責任信託という文字を用いた名称等を定め、その登記が必要である。

②信託財産の破産

責任限定信託の創設に伴い、債権者間の公平な弁済を確保するため、信託法244条の2ないし244条の13において、相続財産の破産の制度にならい、信託財産の破産の制度が新設された。信託財産の破産手続開始の原因は、支払不能または債務超過である。支払不能とは、受託者が、信託財産による支払能力を欠くために、信託財産責任負担債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいい、債務超過とは、受託者が、信託財産責任負担債務につき、信託財産に属する財産をもって完済することができない状態をいう⁽⁴¹⁾。責任限定信託のように、信託財産に責任が限定されている場合だけではなく、受託者の固有財産も責任財産となっている一般の信託の場合においても、「信託財産と固有財産の双方の財務状況が徐々に悪化している場合には、信託債権者は、信託財産だけを財務状態がより良好な間に清算して配当を受けたいという期待を有するものと考えられる」⁽⁴²⁾ので、無限責任を負っている受託者が破産・倒産するまで、信託債権者は待つ必要がなくなる。これは受託者にとってもメリットがある。

③信託財産が費用等の償還に不足している場合の措置⁽⁴³⁾

Ⅲでも簡単に触れたが、信託法52条が新設され、受託者が信託財産から費用等の償還または費用の

前払いを受けるのに信託財産が不足している場合において、受託者が一定の手続きを経た上で、信託を終了することができることになった。受託者が個別に受益者と合意をしない限り、受益者から費用等の償還または費用の前払いを受けることができず、また、信託財産から費用等の償還を受ける権利の優先権の範囲を制限したことから、一方は受託者の利益保護のために、費用等の償還または費用の前払いを受けることができないにもかかわらず、信託事務の遂行の継続を義務付けられることのないようにした。他方で、委託者および受益者の利益を保護する観点から、すぐに信託を終了するのではなく、受託者は、委託者および受益者に対し、信託財産が不足しているため、費用等の償還または費用の前払いを受けることができない旨と、受託者の定める相当の期間内に委託者または受益者から費用等の償還または費用の前払いを受けなかったときは、信託を終了させる旨を通知し、この相当の期間を経過しても委託者または受益者から費用等の償還または前払いを受けなかったときは、信託を終了させることができるとしている。「委託者、受益者に、自腹を切っても信託を継続するというチャンスを与え」⁽⁴⁴⁾ ている。

3 英米の信託法制

受益者への費用償還請求権を原則認めないことは、英米法の信託法制にならったものとされる。

旧信託法36条2項は、イギリスの判例理論を継受するものとされ、イギリスの信託法においては、受益者が補償義務を負うのが原則とされるのに対し、アメリカでは、受益者の補償義務は原則として（受託者・受益者間に補償すべき旨の合意がないかぎり）否定されている⁽⁴⁵⁾。信託法2次リステイメント（Restatement of the Law, Second, Trusts）§249にもその旨の規定がみられる。現行信託法の規定は、見かけ上はアメリカ法の規律にならったように見える。

しかし、イギリス（イングランド）法とアメリカ法の相違が実はあまりないという指摘がある⁽⁴⁶⁾。「アメリカ法において否定されるのは、受益者の補償義務が信託法理に内在している、とい

うことにすぎない。具体的な事案においては、受益者の補償義務が認められることも多い」⁽⁴⁷⁾とされる。

例外として、アメリカ法において、信託債権者から受益者への請求が認められるケース⁽⁴⁸⁾としては、「第1に、受託者が例外的に費用補償請求権を持つ場合それに代位することができる」。アメリカ法では、受託者が債務者であることはわが国と同じであるが、信託債権者は、受託者の固有財産にしか執行できない。受託者の固有財産が執行対象となり、受託者は固有財産から支払いをした上で、支払いが信託の適正な執行と認められる限りにおいて、費用補償請求権の行使というかたちで信託財産から補償を受けるという仕組みをとる⁽⁴⁹⁾。そして、受託者が信託財産について補償請求権を有していて、信託債権者が、受託者の固有財産では債権の満足を得ることができない場合には、信託債権者は受託者の補償請求権を代位するという構成によって間接的に信託財産に強制執行しうる。その際、受託者の信託違反があれば、代位できなくなる⁽⁵⁰⁾。

「第2に、事業信託のケースなどで、実際には受益者が受託者に指示を与え事業を支配していると認められる場合。受託者・受益者間の関係は実質的に代理関係にあるとして、本人たる受益者に契約の拘束力が及ぶ。」

これに対してイギリス法⁽⁵¹⁾では、受益者の補償義務を原則として認めているといわれながら、判決として現れた事例は受益者が受託者に対し受託者となることを依頼したもので、受益者が信託設定者であるもの、受託者が信託事務の執行につきコントロール権限を有しないものであり、前2者は当事者の意思の問題ともいえ、また最後はアメリカ法と共通の要素を有している。そうすると、イギリス法も、「受益者の補償義務を、信託のメカニズムのなかに本来的に組み込まれていると考えているとはいえない」ということになり、アメリカ法とイギリス法の差がそれほどないというのである。

また、受託者の負う契約責任について、アメリカの統一信託法典⁽⁵²⁾は以下の規定を置いてい

る⁽⁵³⁾。

「1010条 第三者に対する受託者の責任の制限

(a)契約で別段の定めをおく場合を除いて、受託者は、契約中で受託者として行為していることを示している限り、受託者として適切に締結した契約につき、個人として責任を負うことはない。」

これは受託者と記しただけでは責任制限を認めなかった従来の判例法を明確な形で変更し、受託者と契約で表示するか、単純に信託につき言及すれば、十分であるとしていて、アメリカ信託法が受託者保護へ大きな一歩を進めたと評価されている⁽⁵⁴⁾。

V 考察

以上を踏まえて、受託者の費用償還請求権、特に受益者に対する費用償還請求権の規定の改正による影響を考察する。

受益者の費用償還請求権は原則認められなくなり、信託行為外で、受託者・受益者間で費用償還の合意をすることができるという、原則例外の入れ替えは、受益者の有限責任を定めている。しかし、それは何があっても、受託者・受益者間の合意がなければ、受益者に対する費用償還請求は認められないということの意味しないのではない。結論を先取りすると、一見ドラスティックに改正されたに思われた、受益者に対する費用償還請求権の規定の改正は、その意味では、さほどの変更ではなかったのではない、そう解すべきではないのかということである。

この改正の大きな影響は別のところにある。改正によって、受益権の性質を受益者の有する権利の総体と捉えると明確になったことである。受益権の性質が費用償還義務といった債務を含まない、そういった債務は、信託行為の外で受益者が個別に負うものだとすることを明確にしたという意義がある。受益権の性質を受益者の有する権利の総体と捉え、義務を含まないことは、例えば受益権の譲渡を指名債権の譲渡の規律に乗せられるというメリットがある。

また、これは言い換えると、受益者の費用償還

義務は、信託法理に内在していない、ということである。補償の合意は信託行為外で、受託者、受益者が個別に行う。それによって受益者は費用償還義務を負いうるが、それ（受託者の受益者に対する費用償還請求権）は信託の本質ではないということを示すにすぎない。英米法（特にアメリカ法）の信託法制においても、それは同様であり⁽⁵⁵⁾、そのことと、具体的な場面で受益者が費用償還義務を負うかどうかはまた別の話であるといえる。

この規定の改正は、英米法の信託法制を参考にしているとのことである。英米法といっても、イギリス法が原則受益者に対する費用償還請求権を認め、アメリカ法では、原則認めないのだから、一緒くたに参考にすることはできないように思える。しかし、すでに指摘されているとおり、イギリス法でもアメリカ法でも結局は同じような場面（すなわち、受託者・受益者間で合意があるといえる場合と、受託者が信託事務の執行につきコントロール権限を有していない場合）で、受益者に対する費用償還請求権を認めているという点で、共通の部分がある。その部分を含めて参考にしていくと考えると、納得がいく。

他にも信託法改正要綱試案で乙案を採用した理由をもう少し詳細にみると、「債務の負担に関する一般原則に照らして、信託行為の当事者となっていない受益者が信託行為の効力によって当然に補償請求権に係る債務を負担すべきものとするまでの必要性は乏しいと考えるものであり、受益者に対する補償請求権は、個別の受益者との合意（略）によってのみ発生するとするものである」⁽⁵⁶⁾とある。これはすべての信託について当てはまるものではなく、念頭においているのはおそらく他益信託である。受益者が信託行為の当事者となっている自益信託には必ずしもあてはまるものではない。

また、受託者が受益者と個別に合意することにより、費用負担のリスクを合理的に分配することも相当程度可能であること、という理由も、受益者が費用負担のリスクを引き受ける場合があることを示唆している。どんな信託であっても、受益

者は一切、費用負担のリスクを負わないという趣旨ではない。

また、そもそも費用償還請求権の性質は、民法上の委任の受任者による費用償還請求権に類似しており、今回の改正では、民法650条をより意識して、信託財産からの前払い請求権を認めている。旧信託法より一層、民法上の委任の処理に近づいているといえる。その意味で信託を事務処理関係の一場面とみる四宮説の指摘「受益者に対する受託者の補償請求権は、事務処理関係に特徴的な〈結果の移転〉（この場合に即していえば、民法650条）の信託的変容（事務本人は委託者から信託財産－受益者に転換される、という特殊性）にほかならない」⁽⁵⁷⁾について、思い出す必要がある。受任者である受託者が、費用償還をする相手は、信託財産と受益者であるはずである。前払い請求権も認めておいて、ここだけ、委任ではなく、信託だから受益者が責任を負わなくていいということは難しい。場合によっては受益者が費用償還義務を負うべき場合があるはずである。

したがって原則は受益者が費用償還義務を負わなくなり、受託者と費用償還の合意を結んだときにだけ費用償還義務を負うことにはなったが、例えば、今後も神戸地判における土地信託のように、自益信託かつ事業信託であるような場合において、委託者＝受益者の信託事務に関するコントロールの程度の強い場合などには、合意がなくとも、受益者が費用償還義務を負うことがありうると解すべきである。

もっとも、受益者が費用償還義務を負うことといくら負担すべきか（責任）、ということは別に考える必要がある⁽⁵⁸⁾。今回の改正により、個別の合意がない限りは、受益者は費用償還義務を負わなくなった。しかし、受益者は実質的には信託財産の価値を限度に責任を負う。そして信託財産を越える部分は信託事務処理に必要な「費用」を越えており、受託者個人が責任を負うべきものといえる。受益者が費用償還義務を負うことになったとしても、必ずしも全額の責任を負うものではなく、受益者の信託事務のコントロールの限度に応じて柔軟な対応が必要となろう。

Ⅵ おわりに

信託の最大の特徴（特に株式会社と比較して）は、受託者の無限責任にあると考える。今回の信託法改正では、対外的に無限責任を負う受託者のために、信託財産が債務超過になった場合に備えて、事前事後にとりうる方策がいくつか用意された。限定責任信託の新設と信託財産の破産制度の新設、それから、信託財産が費用等の償還に不足している場合は受託者は信託を終了できるという規定もできた。また旧信託法でも使われたものとしては、債権者との間で責任財産限定特約を締結する方法もある。

受託者としては、最大限これらの規定を活用すべきである。それは内部求償である、受益者に対する費用償還請求権の責任範囲にも及ぶからである。またアメリカでも、受託者の責任を制限する統一信託法典の規定が出来、流れは受託者の個人的責任の軽減に向かっているようである。しかし、受託者債務超過のありうる信託で、会社法制ではなく信託を選ぶのは、受託者の無限責任にこそ意味があるといえる。

そして、信託財産が債務超過に陥るような事態を生ずることは、ここでは触れなかったが受託者の善管注意義務違反、そして説明義務違反も問題となる。また、過大な借財は信託事務処理に必要な「費用」を超えるともいえる。受託者は信託財産に対してもそもそも費用償還請求権を持ち得ない場合もある。

そうではなく、適正な信託事務処理で債務超過になった場合は、対外的には受託者が無限責任を負い、対内的には、受益者が利益を受けた限度（通常は信託財産の限度）で責任を負い、ただし、自益信託かつ事業信託等、受益者自身が積極的にリスクをとっているような場合には、費用償還の合意が推定され、受益者も費用償還義務を負うという旧信託法からの議論が現行信託法でもあてはまる（したがって、その意味での規定の変更はない）と考える。

（2010年9月16日脱稿）

注

- (1) 田中實「信託の機能的類型化について」加藤一郎他編『民法・信託法理論の展開』（弘文堂，昭和61）398-399頁。ウォーターズ論文の紹介である。
- (2) 前掲注（1）・田中・398頁。
- (3) 以下の分類について，北川恵美「信託財産に帰属する債務に関する一考察」信託法研究第18号（1994）7頁以下。
- (4) 前掲注（3）・北川・7頁。
- (5) 新井誠「改正信託法と事業信託」筑波ロージャーナル2号（2007）4頁以下。
- (6) 四宮和夫『信託法 [新版]』（有斐閣，1989年）132-133頁。
- (7) 道垣内弘人『信託法入門』（日本経済新聞出版社，2007年）70-71頁によると，信託財産に債務が含まれることになったわけではないとする。
- (8) 別冊NBL編集部編『信託法改正要項試案と解説』別冊NBL104号（平成17）76頁。
- (9) 前掲注（5）・新井・2-3頁。
- (10) [事案の概要] X₁、X₂及びA（X_ら）は信託銀行であり，平成17年にAはX₁に吸収合併されている。Yは地方公共団体（兵庫県）である。昭和62年12月1日：兵庫県議会の議決を得たうえ，X_らとYは，Yを委託者兼受益者，X_らを共同受託者とし，Yが所有していた普通財産たる土地を信託の対象とし，X_らにおいて，信託対象となった土地のうえに，県民スポーツ・レクリエーション施設を信託財産として建設し，それら施設と信託された土地を管理運営することを目的とする土地信託契約を締結した。（本件信託契約には，信託法36条2項所定の費用償還請求権の取扱いを明示的に定めた規定はおかれていない）。平成3年7月：竣工，同年8月オープン平成7年度以降：ゴルフ入場者数が落ち込み，事業収支が悪化。信託配当について，昭和62年当初は，信託期間全体で合計24億6000万円を予定していたが，信託配当など見込まれなくなり，平成13年11月20日提出の中期経営健全化計画では，借入金の金利が年0.9パーセントのまま，信託期間満了時に約81億円もの借入金が残存する予定とされた。X_ら（AとX₂）は信託土地の造成および信託施設の建築のため，工事費として，75億円を借入れた。その後借換を行う。平成18年3月31日から同年4月3日までの間に，X_らは固有財産をもって三井住友銀行及びそれ以外の本件事業に係る債務を弁済した（X₁において，47億2740万円，X₂において，31億5160万円）。平成19年9月12日：信託財産の売却と信託財産

の早期終了をも念頭に置いて，本件事業全部を清算することも視野にいれ，Yによる補償を申入れたが，被告は，9月21日付意見書により，補償請求（信託法36条1項及び2項）には一切応じない旨回答。

X_らは旧信託法36条2項に基づき，Yに対し，本件弁済額相当の金員の支払を求めて訴訟を提起した。

[争点] 信託法36条2項所定の費用補償請求権は，本件信託契約の規定によって制限されているかどうか。

[請求棄却]

「信託法36条2項は，信託事務費用について受託者の費用補償請求権を認めるが，受託者の費用補償請求権は，受託者にとって極めて重要な権利であるとか，信託契約の本質を成す権利であるとかまでは解されない。信託法36条2項所定の費用補償請求権については，制限的に解すべきであるとする有力な学説さえ存在するところであり（四宮和夫 信託法 [新版] 293頁），また，現行信託法（平成18年法律第105号）48条5項は，「受託者が受益者との間の合意に基づいて当該受益者から費用等の償還又は費用の前払を受けることを妨げない」と規定し，当受託者の費用補償請求権を法律上当然のものとはしていないのである。

したがって，本件信託契約に費用補償請求権を排除する明示的な規定がない以上は法律上当然に費用補償請求権が認められると解することは相当ではなく，本件信託契約において受益者の費用補償請求権が排除されているかどうかは，契約の規定の文言や契約に至る経緯等を検討し，本件信託契約の合理的な解釈を行って判断されることである。」

「本件信託契約18条並びに32条2項3号及び4号の規定の体裁や文言，地方公共団体の基本的使命や地方自治法の規定との整合性，本件信託契約締結に至る経緯，同じくX₁を受託者としながら本件信託契約が徳島公有地信託契約とでは約定が大きく異なることを総合すれば，本件信託契約18条並びに32条2項3号及び4号の規定は，受託者（被告）に属すべき信託財産の収益又は売却益から信託事務費用や信託残債務の支払を行うことまでは許容しているが，新たな財政支出を伴う形でYが信託事務費用や信託残債務を負担することはないことを定めた規定と理解するのが相当である。

すなわち，これら規定は，X_らの費用補償請求権を排除する特約と解すべきである。」

- (11) 大阪高判平成22年5月14日。現時点では判決文を入手していない。
- (12) 正確には，信託財産責任負担債務「受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務」（信託法2条9項）という。信託財産

- 責任負担債務の範囲については信託法21条に、詳細な規定がある。
- (13) 前掲注(6)・四宮・72-73頁。
- (14) 明文の規定はなかったが、学説では認められていた。
- (15) 旧信託法第36条1項 受託者は信託財産に関して負担したる租税、公課其の他の費用又は信託事務を処理する為自己に過失なくして受けたる損害の補償に付いては信託財産を売却し他の権利者に先ちて其の権利を行うことを得
2項 受託者は受益者に対し前項の費用又は損害に付其補償を請求し又は相当の担保を供せしむることを得但し受益者が不特定なるとき及び未だ存在せざるときは此の限に在らず
3項 前項の規定は受益者が其の権利を抛棄したる場合には之を適用せず
- (16) 旧信託法第22条1項「受託者は何人の名義を以てするを問わず信託財産を固有財産と為し又は之に付権利を取得することを得す但し已むことを得ざる事由ある場合に於て裁判所の許可を受け信託財産を固有財産と為すは此の限に在らず」
- (17) 前掲注(6)・四宮・289-290頁
- (18) 沿革については、能見善久『現代信託法』(有斐閣, 2004年) 197頁-198頁に詳しい。1918年(大正7年) 8月5日信託法案11条「信託財産に関する租税その他の費用は受託者の負担とす。但し受益者に対し求償権を行うことを妨げず」第12条「受託者は受益者に対する債権に基き信託財産を売却してその弁済に充つことを得。但し受託者が信託の利益を享受する意思を表示したるときは受託者は受益者の他の財産に対してその権利を行うことを得」同年8月7日追加修正案第12条の2「受益者は信託事務の処理に因りて受託者に生じたる損害を賠償する義務を負う。但し受託者の過失に因るものはこの限りにあらず」(以上、山田昭『信託立法過程の研究』(勁草書房, 1987年) 301-302頁)と旧信託法36条とほぼ同じ内容が示されており、さらに、信託法最初の草案(8月5日)全14条のうち2条が補償請求権の内容となっていた。
- (19) 前掲注(18)・能見・198頁。
- (20) 優先権の性質については、通説は、共益費用の先取特権(民307条)と同順位とし、売却は民事執行法の手続きによるとした。それに対し、優先権の性質を特殊な優先権、すなわち、英米法上のequitable lienのようなものと考え、受託者はいかなる担保権者よりも優先し、自助売却が可能であるとする説があった。
- (21) 前掲注(6)・四宮・293頁
- (22) 前掲注(6)・四宮・293頁
- (23) 細矢祐治『信託法理及信託法制』(巖松堂, 1926年) 443頁以下、井上徹「土地信託における信託銀行業務遂行上の諸問題」信託法研究11号15頁-17頁、新井誠「財産管理制度と民法・信託法-序説的素描-」法学研究60巻2号311頁
- (24) 小山賢一「日本信託法における受益者の補償義務」大阪経法大論集61号203頁以下。
- (25) 新井誠『信託法〔第3版〕』(有斐閣, 2008年) 316頁-317頁。
- (26) 前掲注(25)・新井・318頁
- (27) 前掲注(18)・能見・207頁
- (28) 前掲注(18)・能見・196頁
- (29) 前掲注(8)・別冊NBL104号36頁-37頁
- (30) 寺本昌広「逐条解説新しい信託法(補訂版)」(商事法務, 2008年) 176頁
- (31) 前掲注(30)・寺本・178頁注12
- (32) 前掲注(8)・別冊NBL104号142-143頁。
- (33) 前掲注(8)・別冊NBL104号182頁以下。
- (34) 前掲注(30)・寺本・267頁注2によると、「受託者の承諾を不要とするのは、①受託者が費用等の償還を受ける権利に関する第48条第5項について解説したとおり、受益権は、受益者の有する権利の総体であって、義務の要素を含まないこと、②第95条のとおり、受託者は、受益権の譲渡人に対する抗弁事由をもって常に受益権の譲受人にも対抗することができることを理由とするものである。」とある。
- (35) 前掲注(8)・別冊NBL104号183頁。
- (36) 前掲注(30)・寺本177頁注8。
- (37) 前掲注(6)・四宮293頁。
- (38) 前掲注(6)・四宮294頁。
- (39) 能見善久, 山田誠一, 道垣内弘人「現代信託法の展望」信託法研究第24号(1999年) 77頁〔道垣内弘人担当分〕。
- (40) 前掲注(30)・寺本・415頁以下。
- (41) 前掲注(30)・寺本・364頁注9。
- (42) 前掲注(8)・別冊NBL104号215頁。
- (43) 前掲注(30)・寺本・184-185頁。
- (44) 前掲注(7) 道垣内・131頁。具体例として「ある文豪の生家を信託財産とし、そこを記念館として運用し、生家を維持するという信託」が挙げられている。この信託ではその生家を処分するわけにはいかない。
- (45) 前掲注(6)・四宮293頁。
- (46) 前掲注(39)・能見他・77-78頁〔道垣内弘人担当分〕, アメリカ法については、樋口範雄『アメリカ信託法ノートII』(弘文堂, 2003年) 252頁以下。
- (47) 前掲注(39)・能見他・77頁。〔道垣内弘人担当分〕。
- (48) 前掲注(46)・樋口・253頁以下。
- (49) 前掲注(46)・樋口・230頁以下。
- (50) 前掲注(46)・樋口・239頁以下。
- (51) 前掲注(39)・能見他・77-78頁〔道垣内弘人担当分〕。
- (52) Uniform Trust Code (2000)
- (53) 大塚正民, 樋口範雄編著『現代アメリカ信託法』

- (有信堂，2002年) 225頁。前掲注(46)樋口・250頁。
- (54) 前掲注(46)樋口・250頁。
- (55) 前掲注(39)・能見他・79頁〔道垣内弘人担当分〕に受益権放棄の話として載っている。
- (56) 前掲注(8)・別冊NBL104号142頁
- (57) 前掲注(6)・四宮293頁。
- (58) 前掲注(6)・四宮178頁によると，信託行為の定めにより認められた，または信託目的遂行上必要とされる費用を得るために借財した場合の

債務については，「信託行為に別段の定めがある場合を除き－信託された財産の価値を限度とすべきである。なぜなら，信託財産の価値を超える借財は，信託事務処理に必要な「費用」の限界を越え，信託財産ないし受益者に負担させる(36条参照)べきではないからである(限界を超える部分については，受託者個人のみが責任を負うべきである)。』とある。行き過ぎた債務は，「費用」ではないとする解釈が成り立つ。